

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設工事に係る技術者の専任等に係る取扱いが、**令和7年2月1日**より次のとおりとなります。

- 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 **5,000** 万円以上
(建築一式工事は **8,000** 万円以上)
- 主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 **4,500** 万円以上
(建築一式工事は **9,000** 万円以上)
- 現場代理人の工事現場への常駐義務が緩和される金額 **4,500** 万円未満
(建築一式工事は **9,000** 万円未満)

適用日 令和7年2月1日より適用

※ 請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件を適用。これにより、現在施工中の専任現場についても契約額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の場合は専任不要となります。

1 主任（監理）技術者の配置について

(1) 主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

① 密接な関係のある工事に係る主任技術者の兼務（H25.2～）

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則2件程度まで（令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）を含む場合は3件まで）主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10 km
程度の近接した場所にある場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事

- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が 5,000 万円 (建築一式工事は、8,000 万円) 以上) 等

② 情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務（R6.12～）

以下の全てを満たす場合は、2件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- ・各工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- ・工事現場間の距離が一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・各建設工事の下請次数が3次までであること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置できること。
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。
- ・人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ、当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

※営業所専任技術者についても、以下の全てを満たす場合、1件まで専任工事に係る主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- ・当該営業所において締結された工事であること。
- ・工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- ・営業所から当該工事現場までの距離が一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・建設工事の下請次数が3次までであること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置できること。
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。
- ・人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ、当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

③ 監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務（R4.4～）

以下の全てを満たす場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- ・ 予定価格が3億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあつては2億円未満）であること。
- ・ 兼務する工事がいずれも金沢市が発注するものであること。
- ・ 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- ・ 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ・ 工事の規模や施工の難易度等から、監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- ・ 兼務する工事毎に監理技術者補佐（※）を専任で配置すること。

※ 監理技術者補佐は次のすべてを満たす者であること。

- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明ができること。

(2) 主任（監理）技術者の兼務に関する手続きについて

① 主任（監理）技術者の兼務に関する条件の明示について

(1) ①及び③に係る主任（監理）技術者の兼務については、兼務が認められる工事であるか否かについて、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

② 主任（監理）技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に専任で配置している主任（監理）技術者を、別の工事にも主任（監理）技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請により、その承認を受ける必要があります。

（申請様式） ・ 技術者の兼務承認申請書（様式1）

落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出

・ 技術者の兼務に係る事前審査申請書（様式2）

競争参加申請書提出締切日までに提出（希望者のみ）

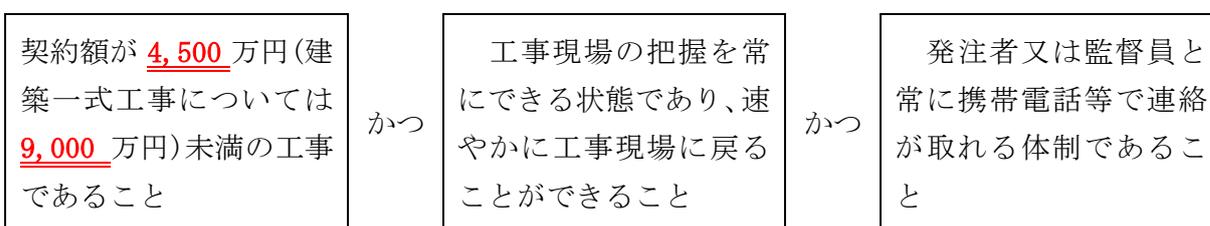
2 現場代理人の配置について

(1) 現場代理人の配置について

金沢市が発注する建設工事においては、請負契約約款（第10条第2項）により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務付けています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和要件について

金沢市が発注する建設工事において、次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます。



なお、上記に金額に関わらず、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等については、発注者との打合せ等により期間が明確になっている場合に限り、常駐を要しないものとします。

(3) 常駐義務が緩和された場合の現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、災害復旧工事については、契約額が4,500万以上でも兼務可能とします。

- ・兼務する工事が概ね2、3件程度であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）兼務可。
- ・兼務する工事の現場の移動時間が概ね30分以内又は金沢市内で施工中の工事であること。 <具体例>

区分	移動時間	判定
市内 ⇔ 市内	不問	○ 兼務可
市内 ⇔ 市外	30分以内	○ 兼務可
市内 ⇔ 市外	30分超過	× 兼務不可

※石川中央都市圏で条件が合致すれば兼務可。

ただし、白山市は兼務要件を市内に限定しているため除外。

- ・契約額が 4,500 万円（建築一式工事については 9,000 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと。
- ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、9,000 万円未満であること。ただし、災害復旧工事については契約額の合計に含めない。

(4) 現場代理人の兼務承認申請について

現在施工中の工事に配置している現場代理人を、金沢市発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合、兼務確認申請により、その確認を受ける必要があります。

(申請様式) ・現場代理人の兼務確認申請書(様式3)

落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出

(5) 主任(監理)技術者の兼務が承認された場合の現場代理人兼務申請について

同一の請負契約で「現場代理人」と「主任(監理)技術者」を兼務している技術者について、他の工事の主任(監理)技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても、(2)及び(3)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。